

建設業の働き方改革推進のため、より一層の

「週休2日工事」の普及・拡大に取り組みます

建設業界においては、労働者の高齢化と若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、週休2日の確保など労働環境の改善が求められています。

このため、平成31年3月から、労働環境の改善の一環として原則、土曜日・日曜日において現場閉所とする「週休2日工事」の試行に取り組んでいるところですが、令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、この取り組みのより一層の促進を図るため、令和4年度以降も段階的に試行内容の改定を行う予定です。

『広島市の「週休2日工事」におけるスケジュール』

平成31年 3月～	令和2年 4月～	令和2年 8月～	令和3年 8月～	令和4年 4月～	令和5年 4月～	令和6年 4月～
⇒ <u>試行開始</u> <u>「週休2日工事」</u> <u>「受注者希望型」</u> ⇒ <u>補正係数の見直し</u> ⇒ <u>補正係数の見直し</u>				「受注者希望型」 又は 「発注者指定型」		「発注者指定型」 【未達成 減額方式】
⇒ <u>市場単価への補正追加</u>				⇒ <u>「発注者指定型」の導入</u> ※ <u>対象工事の拡大、振替期間の緩和</u> ⇒ <u>「週休2日交替制工事」の導入</u>		⇒ <u>原則</u> <u>全工事「発注者指定型」へ</u>
「受注者希望型」 【確保 増額方式】						

- ・「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により「週休2日工事」を実施する工事をいう。
※設計方法:当初設計時点から4週8休以上であった場合の補正係数を乗じて設計計上を行い、4週8休に満たなかった場合は、補正係数を減じて設計変更を行う。
- ・「週休2日交替制工事」とは、対象期間において、現場閉所することなく工事を行ったとしても、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上を確保する取組みをいう。